

「特監法※」をご存じですか？

※特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

- 屋内のガスふろがま、湯沸器（小型湯沸器を除く）などの設置工事には、国家資格「ガス消費機器設置工事監督者」が必要です。

給排気設備に不備があると、一酸化炭素中毒を引き起こす恐れがあることから、屋内にガスふろがま、湯沸器などを設置するときは、法令により適正な給排気設備の設置が義務づけられています。

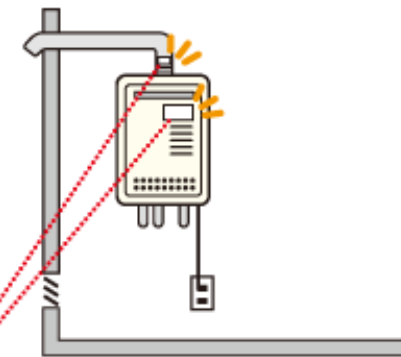
特監法第3条の規定に基づき、設置工事は、国家資格「ガス消費機器設置工事監督者」を有する者が実地で監督するか、資格を有する者が直接実施する必要があります。これに従わない場合は、法令違反となり罰則が適用されることがあります。

- ガス消費機器設置工事監督者の皆様へ：
設置工事後の表示について

設置工事後は、特監法第6条で定める「表示ラベル」を消費機器の見やすい箇所に貼付してください。

（右図参照・2箇所貼付）

表示をしない、又は虚偽の表示をした場合は、法令違反となり罰則が適用されることがあります。



特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	
工事業者の氏名 又は名称及び連絡先	TEL.
監督者の氏名	
資格証の番号	
施工内容及び 施工年月日	年 月 日